

# 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う完了検査等の円滑な実施

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備等の供給が遅延。
- これら一部の設備等が未設置の状態での建築基準法に基づく完了検査等が円滑に行われるようにするための手続きを明確化し、特定行政庁、関係機関及び関係団体に周知。

## ■ 建築基準法の完了検査

- 特定行政庁及び指定確認検査機関に以下を通知するとともに、関係団体にその旨を周知。
  - ・ 住宅の建築工事の場合、一部の設備等がないことをもって、「住宅」として工事が完了していないといった扱いをすることのないよう、柔軟に対応すること。
    - ※ 一部の設備等がないことが「軽微な変更」に該当する場合、変更内容が記載されていることを確認の上、完了検査を速やかに実施すること。
    - ※ 一部の設備等がないことが「軽微な変更」に該当しない場合、原則として「計画変更」となるため、申請者に対して、時間的余裕をもって対応するよう周知すること。

## ■ 住宅性能表示制度の竣工時検査

- 登録住宅性能評価機関に対して、建築基準法の取扱いと同様、個別の申請者からの相談に応じて、速やかな実施を通知するとともに、住宅関係団体にその旨を周知。

## ■ 住宅金融支援機構の竣工現場検査

- 適合証明検査機関に対して、顧客の意向を確認したうえで、一部の設備等が設置されていない住宅に対する適合証明書の交付を認める旨を通知するとともに、住宅関係団体にその旨を周知。